理容師国家試験及び美容師国家試験の実施に関する公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第３条第１項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第４条第１項の規定に基づき、第21回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施する。

平成21年10月30日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長　荒賀　泰太

1　試験期日

⑴　理容師実技試験　平成22年１月25日（月曜日）から

⑵　美容師実技試験　平成22年２月１日（月曜日）から

⑶　理容師筆記試験
　美容師筆記試験　平成22年３月７日（日曜日）

2　試験地

⑴　理容師実技試験は富山県、福井県、山梨県、岐阜県、和歌山県、鳥取県、徳島県、宮崎県を除く各都道府県で行う。

⑵　美容師実技試験は47都道府県で行う。

⑶　筆記試験は、次の都道府県で行う。

北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県（美容師のみ）、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3　試験会場

実技試験会場及び筆記試験会場は、別途配布する「受験案内」に記載のとおりとする。

4　試験課目

⑴　実技試験

ア　理容師実技試験

㋐　理容の基礎的技術

カッティング、シェービング、顔面処置及び整髪とし、試験時間及び技術の条件等は「受験案内」に記載のとおりとする。

㋑　理容を行う場合の衛生上の取扱い

イ　美容師実技試験

㋐　美容の基礎的技術

オールウェーブセッティング及びカッティングとし、試験時間及び技術の条件等は「受験案内」に記載のとおりとする。

㋑　美容を行う場合の衛生上の取扱い

⑵　筆記試験課目

ア　関係法規・制度

イ　衛生管理

㋐　公衆衛生・環境衛生

㋑　感染症

㋒　衛生管理技術

ウ　理容保健又は美容保健

㋐　人体の構造及び機能

㋑　皮膚科学

エ　理容の物理・化学又は美容の物理・化学

オ　理容理論又は美容理論

5　試験の一部免除

⑴　理容師国家試験

第20回理容師国家試験で筆記試験又は実技試験の何れかに合格した者にあっては、理容師法施行規則第13条の規定に基づく申請により、第21回理容師国家試験においてその合格した試験を免除する。

⑵　美容師国家試験

第20回美容師国家試験で筆記試験又は実技試験の何れかに合格した者にあっては、美容師法施行規則第13条の規定に基づく申請により、第21回美容師国家試験においてその合格した試験を免除する。

6　受験資格

⑴　理容師国家試験

ア　理容師法第３条第３項に定める者

イ　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成７年法律第109号）附則第３条及び同附則第４条第３項に定める者

ウ　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成７年法律第109号）附則第５条第１項に定める者

⑵　美容師国家試験

ア　美容師法第４条第３項に定める者

イ　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成７年法律第109号）附則第３条及び同附則第４条第３項に定める者

ウ　理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成７年法律第109号）附則第５条第１項に定める者

7　受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

⑴　すべての受験者が提出する書類等

ア　受験願書

イ　写真

出願前６か月以内に脱帽して、正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に生年月日及び氏名を記入したものを受験願書の所定の箇所へ貼り付けること。

ウ　振替払込請求書兼受領証（受験願書の所定の箇所へ貼り付けること。）

⑵　６の⑴のア、ウ又は６の⑵のア、ウに該当する者が提出する書類

次の何れかの書類を提出すること。

ア　厚生労働大臣の指定した理容師若しくは美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書

卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年３月19日（金曜日）午後４時までに卒業証明書を提出することとし、期限までに卒業証明書が提出されなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、当該受験を無効とする。

イ　平成12年度以降の理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

⑶　６の⑴のイ又は６の⑵のイに該当する者が提出する書類

ア　厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書又は平成12年度以降の理容師（美容師）国家試験結果通知書

イ　理容所（美容所）の開設者の実地習練証明書又は平成12年度以降の理容師（美容師）国家試験結果通知書若しくは受験票

⑷　試験の免除を受ける者が提出する書類

第20回理容師（美容師）国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格証明書

8　受験に関する書類の提出期間及び提出先

⑴　提出期間等

平成21年10月30日（金曜日）から平成21年11月20日（金曜日）までとする。

申請書類は所定の封筒に入れ簡易書留郵便により郵送すること。平成21年11月20日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　提出先

別途配布する「受験案内」に記載のとおりとする。

⑶　受験に関する書類の受付後は、受験料及び受験願書の返却をしない。

⑷　受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更を認めない。

⑸　受験に関する書類の提出後に、受験願書に記載した住所に変更を生じたときは、最寄の郵便局で郵便物の転送手続きをすること。

9　受験手数料

受験手数料は30,000円（実技試験のみ受験をする場合は16,200円、筆記試験のみ受験をする場合は13,800円）とし、別途配布する払込取扱票を用いて郵便振替により納付すること。この場合、振替に要する手数料は受験者の負担とする。